

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 27日

(宛先) 松本市長 臥雲 義尚 殿

提出者  
住所 長野県松本市今井中道6691  
氏名 信州ビバレッジ株式会社  
代表取締役 袴田 幸一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

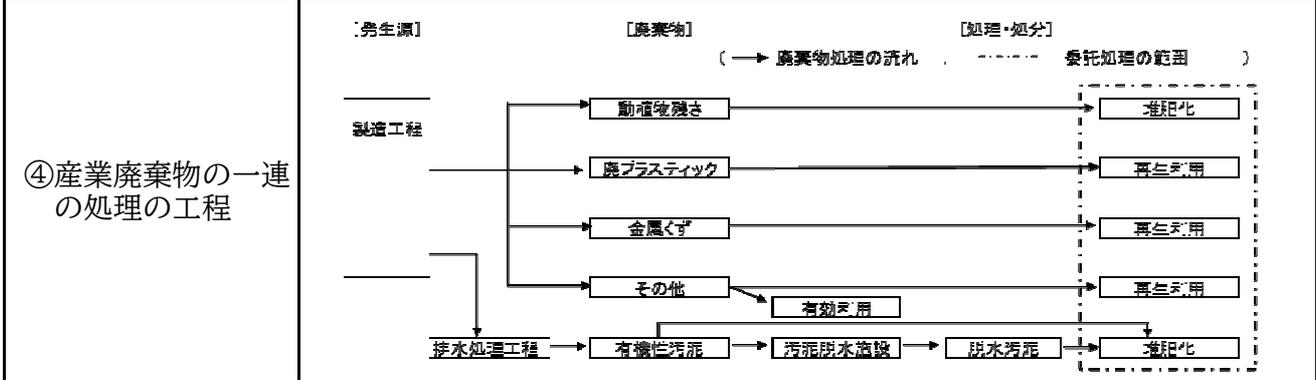
電話番号 0263-86-2288

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

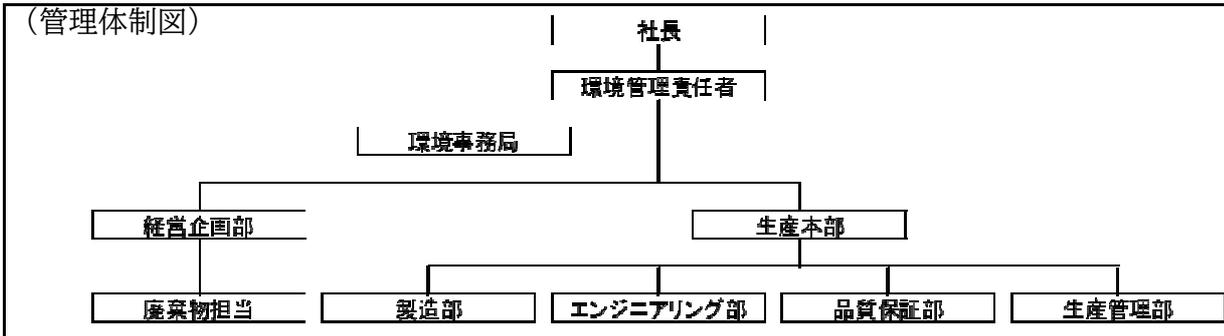
事業場の名称	信州ビバレッジ株式会社
事業場の所在地	長野県松本市今井中道6691
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	10 飲料・たばこ・飼料製造業
②事業の規模	売上高：40億円
③従業員数	156人 (2024年4月1日現在)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙1のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	✓ t
	(これまでに実施した取組)	
汚泥：汚泥脱水機の機能維持と脱水効率改善に努め、含水率の低減による脱水汚泥の減量化を図っている。 廃プラ：分別、減容化を徹底し排出量の抑制に繋げている。		
②計画	【目標】 別紙1のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	✓ t
	(今後実施する予定の取組)	
汚泥：排出量に影響を与える製品の生産量の変動や品目の変化が予想されるが、継続して脱水設備を効率的に稼働させるとともに、汚泥自体の状態や設備の稼働状況を把握しながら、現状分析を行い改善へと繋げる。 廃プラ：分別、減容化を更に徹底し排出量を抑制する。 教育：分別排出が定着してきていることから、廃棄物管理規定及び廃棄物管理マニュアルの関係者への周知と伴に、日常の排出指導を継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類：種類ごとの分別・減容方法を、写真等で分かりやすく掲示して周知するとともに、社員への排出指導を適宜実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類：種類ごとの分別・減容化による排出指導を継続する。

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	✓ t	✓ t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	✓ t	✓ t
(これまでに実施した取組) 汚泥：脱水設備の稼働状況を把握しながら、年間を通して効率のよい処理ができ減量化に繋げることができている。			
②計画	【目標】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	✓ t	✓ t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	✓ t	✓ t
(今後実施する予定の取組) 汚泥：今後も排水の適切な管理と汚泥の状態及び稼働状況を把握して、効率の良い運転をしながら減量化に繋げる。			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) ・実施していない。	

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類				
	全処理委託量	✓	t	✓	t
	優良認定処理業者への処理委託量	✓	t	✓	t
	再生利用業者への処理委託量	✓	t	✓	t
	認定熱回収業者への処理委託量	✓	t	✓	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	✓	t	✓	t
	(これまでに実施した取組) 1、産業廃棄物の処理については、関係法令等を遵守し適正に処理する。 2、マニフェストによる管理を徹底する。 3、廃棄物の処理：分別排出の継続、減容化・減量化の推進。再生利用品目の維持継続。産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物収集運搬業者に対して、契約の締結及び現場監査等の実施。 【別紙 1 参照】				

②計画	【目標】	別紙1のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	✓ t	✓ t
	優良認定処理業者への 処理委託量	✓ t	✓ t
	再生利用業者への 処理委託量	✓ t	✓ t
	認定熱回収業者への 処理委託量	✓ t	✓ t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	✓ t	✓ t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>1、産業廃棄物の処理については、関係法令等を遵守し適正に処理する。  2、マニフェストによる管理を徹底する。  3、廃棄物の処理：生産量(受託量)増加や受託製品の品種変化に伴い廃棄物量も変化するが、分別排出の徹底、減容化・減量化の推進。再生利用品目の維持継続。産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物収集運搬業者に対して、契約の見直し及び現場監査等の実施を継続する。  *各取り組みを継続的に実施する。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

【令和6】年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

（単位：t）

「実績」欄：前年度産業廃棄物排出量

「計画」欄：当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量 （※）		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				処理の委託に関する事項											
					自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量		中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者へ売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量			
	①	②+⑧	⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭			
実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	
1 燃え殻																				
2 汚泥	10,010.00	14,500.00					9,609.60	13,920.00			400.40	580.00			400.40	580.00				
3 廃油																				
4 廃酸																				
5 廃アルカリ																				
6 廃プラスチック類	212.45	210.00									212.45	210.00	29.04	30.00	212.45	210.00				
7 紙くず																				
8 木くず	6.27	6.00									6.27	6.00	6.27	6.00	6.27	6.00				
9 繊維くず																				
10 動植物性残さ	3,010.05	3,076.00									3,010.05	3,076.00			3,076.00	3,076.15				
11 ゴムくず																				
12 金属くず	0.11	0.2									0.11	0.2	0.11	0.2	0.11	0.2				
13 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
14 鉱さい																				
15 がれき類																				
16 家畜ふん尿																				
17 家畜の死体																				
18 動物系固形不要物																				
19 ばいじん																				
20 処分するために処理したもの																				
水銀使用製品廃棄物	0.64	0.7									0.64	0.7	0.64	0.7	0.64	0.7				
合計	13,239.52	17,792.90	0.00	0.00	0.00	0.00	9,609.60	13,920.00	0.00	0.00	3,629.92	3,872.90	36.06	36.90	3,695.87	3,873.05	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 総排出量=自ら再生利用を行った（行う）量+自ら中間処理により減量した（する）量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量+全処理委託量

【記載方法】

- ・産業廃棄物の種類ごとに、当てはまる欄の左側に前年度実績（現状）の量を、右側に本年度計画（目標）の量を、それぞれ記載してください。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、「全処理委託量」欄へ記入した後、右欄にそれぞれの量を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、「自ら直接再生利用した量」と「自ら中間処理した後再生利用した量」を合算して記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、「自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量」と「自ら中間処理した後に自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量」を合算して記載してください。